別記様式第10号（第15条関係）

年　　　月　　　日

滋賀県知事　　　　　　　　様

登 録 事 業 者 住 所

または主たる事務所の所在地

商 号 、 名 称

または 氏 名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第１項および第２項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス付き高齢者向け住宅の名称 | | |  | | |
| 上記住宅の所在地 | | |  | | |
| 登 録 番 号 | | ２５ | | 登 録 年 月 日 | 年　　月　　日 |
| 届 出 事 由  （いずれかに○を入れてください。） |  | 登録事業の廃止  （法第12条第１項第１号） | | 廃 止 予 定 日 | 年　　月　　日 |
|  | 登録事業者の解散  （合併、破産の場合を除く）  （法第12条第１項第２号） | | 解 散 予 定 日 |
|  | 破産手続開始の決定  （法第12条第２項） | | 破 産 手 続  開 始 決 定 日 |
| 備考（参考事項） | | | | | |

備考

１．廃止および解散の場合、予定日の30日前までに届出書を提出すること。

２．破産手続開始決定を受けた場合は、破産管財人が、決定日から30日以内に届出書を提出すること。